

平成 31 年 4 月 19 日

平 成 31 年 4 月

能代市農業委員会委員会議

議 事 録

能代市農業委員会

1. 日 時

平成 31 年 4 月 19 日

午後 2 時

2. 場 所

能代市二ツ井町庁舎 大会議室

3. 出席委員

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	高橋 豊彦	11	大鐘 正彦
2	安井 鐘美	12	佐々木博子
3	平川 義市	13	金谷 和美
4	茂呂 誠	14	山崎 和博
5	袴田 謙	15	飯坂 司
6	高橋 英敏	16	堀内 直富久
7	佐々木 力	17	工藤 次雄
8	渋谷 孝一		
		19	佐藤 信孝
10	熊谷 治		

4. 欠席委員

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
9	大高 富子	18	秋林 富美雄

5. 事務局出席者

職名	氏名
事務局長	池田 誠
局長補佐	柴田 新栄

<p>6. 案 件</p> <p>議 案 番 号</p> <p>1 1</p> <p>1 2</p> <p>1 3</p> <p>1 4</p> <p>1 5</p> <p>協議事項 1</p> <p>報告事項 1</p> <p>報告事項 2</p> <p>報告事項 3</p> <p>報告事項 4</p> <p>報告事項 5</p>	<p>農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>農地法第5条の規定による許可申請について</p> <p>農地法第5条の規定による許可申請（知事許可）について</p> <p>農用地利用集積計画について</p> <p>農地法第5条の規定による許可の取消しについて</p> <p>平成31年度県選出国會議員要請集会における要請事項について</p> <p>農地法第4条第1項第2号の規定による届出の変更について</p> <p>農地法第4条第1項第8号の規定による届出について</p> <p>農地法第18条第6項の規定による通知について</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律第21条第2項の規定に基づく貸借解除について</p> <p>農用地利用配分計画について</p>
<p>7. 会議の概要</p> <p>事 務 局</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p>(開 会)</p> <p>ただ今から能代市農業委員会総会を開会いたします。 欠席の届出がありますので、ご報告いたします。 議席番号9番大高富子委員、18番秋林 富美雄委員の2名です。 19名中17名の出席となっており、出席委員は定足数に達しております。 それでは、佐藤会長からご挨拶と総会の議長と進行をお願いいたします。</p> <p>それでは会議に入ります。 始めに、前回の会議以降の会務報告を事務局より願います。</p> <p>(事務局 説明)</p> <p>ただ今の報告について、ご質問等ありませんか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>ないようですので会議を進めます。 次に、<b>議事録署名委員の選出</b>ですが、慣例に従い当方より指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議がないようですので、当方より指名いたします。 議席番号1番高橋 豊彦委員と議席番号2番安井鐘美委員の両名にお願いします。</p> <p>それでは、<b>議案第11号 農地法第3条の規定による許可申請について</b>を</p>

議題とします。なお、関連がありますので、報告事項3と併せ事務局の説明を願います。

事務局

**議案第11号** 農地法第3条の規定による許可申請書の提出がありましたのでご提案いたします。

**所有権移転** 5件、譲渡人5人、譲受人4人、申請土地の面積は田が18,864㎡、畑が2,080㎡、計20,944㎡。

**賃借権設定** 26件、賃貸人26人、賃借人19人、申請土地の面積は田が152,160㎡、畑が4,762㎡、計156,922㎡。

**使用貸借権設定** 2件、貸人2人、借人2人、申請土地の面積は田が11,842㎡、畑が5,901㎡、計117,743㎡となっております。

2ページをご覧ください。

**所有権移転 整理番号1** 申請土地は比八田字十二ヶ村183-1、地目は田で、面積4,301㎡ほか計2筆9,561㎡、価格は10a当たり■■■■で、移転事由は小作地の取得です。

**整理番号2** 申請土地は上の山台117、地目は田で、面積495㎡、価格は■■■■で、移転事由は経営拡張です。

**整理番号3** 申請土地は常盤字戸板野163、地目は田で、面積2,905㎡ほか計5筆8,711㎡、価格は■■■■で、移転事由は経営拡張です。

**整理番号4** 申請土地は槐字槐台150、地目は田で、面積1,268㎡、価格は■■■■で、移転事由は経営拡張です。

なお、この案件は合意解約の通知がございます。

62ページをお願いします。

**合意解約 転借権 整理番号1** 解約した土地は槐字槐台150、地目は田で、面積1,268㎡、離作条件はなし、解約事由は土地所有者の都合のため、合意解約成立月日、土地の引渡月日ともに2月28日です。

67ページをお願いします。

**合意解約 賃借権等 整理番号21** 解約した土地は槐字槐台150、地目は田で、面積1,268㎡、離作条件はなし、解約事由は第三者への売買のため、合意解約成立月日、土地の引渡月日ともに2月28日です。

2ページにお戻りください。

**整理番号5** 申請土地は常盤字二見沢633、地目は田で、面積138㎡ほか計2筆、909㎡、価格は■■■■で、移転事由は経営拡張です。

**賃借権設定 整理番号6** 申請土地は小友下10、地目は田で、面積1,021㎡ほか計4筆4,084㎡、賃借料は■■■■、申請事由は経営拡張で、設定期間は5年間です。

**整理番号7** 申請土地は下関14、地目は田で、面積952㎡ほか計19筆、18,999㎡、10a当たりの賃借料は■■■■、申請事由は基盤強化法からの再設定で、設定期間は5年間です。

山崎和博委員

今回の3条許可申請は、件数も多く、事前に議案配付していることから説明を省略したらいかがでしょうか。

議 長 山崎和博委員より説明省略の声がありましたが、説明を省略してご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議無いようですので、説明を省略させていただきます。

事 務 局 以上、いずれの案件も農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可できるものと考えておりますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長 質疑に入りますが、議事参加がありますので、整理番号10, 32番を先議します。

15番 飯坂司委員は、暫時ご退席願います。

(飯坂委員 退席)

議 長 整理番号10, 32番について、何かご質問等はありませんか。

(なしの声)

議 長 なしの声がありますので、本案件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 本案件は原案のとおり承認することに決しました。

(飯坂委員 着席)

議 長 飯坂司委員にご報告します。本案件は原案のとおり承認されましたのでお知らせします。

他の案件について、質疑を行ないます。何かご質問等はありませんか。

(なしの声)

議 長 なしの声がありますので、本案は原案のとおり承認してご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 本案は原案のとおり承認することに決しました。

議 長 次に、議案第12号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局の説明を願います。

事務局

**議案第12号** 農地法第5条の規定による許可申請書の提出がありましたので、意見を付すためご提案いたします。

11ページをご覧ください。

所有権移転、件数1件、譲渡人1人、譲受人1人、現況地目は畑のみで522㎡になります。

12ページをご覧ください。

整理番号1、申請土地は、字下瀬33-8、現況地目は畑、面積522㎡、申請事由は、一般住宅の建築であり、都市計画区域内の第1種中高層住居専用区域であるため第3種農地と判断しております。

場所については、13ページをご覧ください。

申請地は、下瀬にあるレストラン「メルカート」の駐車場の南側の隣接地になっております。

周囲の状況は、北側にレストランと農地、東側には農作業小屋が立っており、南側は畑、西側は市道となっております。

事業内容は、14ページをご覧ください。

申請人は、現在住吉町の市営住宅に暮らす介護士と鳥小屋に暮らす母親と親子であり、市営住宅に暮らす娘夫婦の自宅を申請地に建て移住したいという計画になっております。

事業費は、全額借入金になっており、金融機関の融資内定通知書と買取仮承認通知書が添付されております。

盛土する計画となっておりますが、土砂が崩れないようL型擁壁で囲い、周辺農地に被害が及ばないように計画されております。

また、申請地の北側隣接農地は道路に接していないため、申請地内の一部が当該農地への農業機械の通路として利用されることから、周辺農地の利活用が阻害されないよう計画されております。

一般住宅を建てる場合、転用面積は500㎡以内とする基準がありますが、転用後に残る農地が他の農地と連たんしておらず面積が過小で農業上の有効利用が困難と認められる場合には、500㎡を超えても良いことになっております。

本案件は、申請面積が522㎡となっておりますが、転用に必要な面積は496㎡であり、残る農地は28㎡で、周囲の農地とは連たんせず形も三角形であることから、農業上の有効利用は困難であり、転用面積が500㎡を超えても良い場合に該当すると考えております。

以上ですので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長

本案は現地調査を行っておりますので、その報告をお願いします。

熊谷治委員

議案第12号「農地法第5条の規定による許可申請について」の現地調査の結果をご報告いたします。

4月5日（金）に、現地調査班：第3班、4番：茂呂誠委員、9番：大高富子委員、事務局2人と私の5人で現地調査を行いました。

整理番号1について現地調査を行いました。地目は畑となっておりますが、現況は、耕作放棄されて若干荒れておりました。

境界等はしっかりしており、周囲の住宅、農地等に被害を及ぼすことのない

ことを確認してきました。計画どおり隣接農地への通路を確保することで、周辺農地の利用にも影響は無いと判断できます。

また、道路側に残る農地、図面では未利用地となっておりますが、三角形の小面積となり、道路と宅地に囲まれることから、農地としては活用しづらい状況になると思われました。

以上、ご報告いたします。

議 長 事務局の説明と現地調査の報告が終わりましたが、何かご質問等はありませんか。

(なしの声)

議 長 なしの声がありますので、本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 本案は原案のとおり承認することに決しました。

議 長 次に、**議案第13号 農地法第5条の規定による許可申請（知事許可）**についてを議題とします。事務局の説明を願います。

事 務 局 **議案第13号 農地法第5条の規定による許可申請書(知事許可)**の提出がありましたので、意見を付すためご提案いたします。

賃借権設定、件数1件、賃貸人1人、賃借人1人、現況地目は田のみで38,326㎡です。

16ページをご覧ください。

整理番号1、申請土地は、浅内字留山2-3、現況地目は田、面積が28,730㎡の内25,338㎡ 外計2筆、38,326㎡です。

申請事由は、太陽光発電所であり、農地区分は、農用地区域外の概ね10ヘクタール未満の団地であることから、第2種農地と判断しております。

場所については、17ページをご覧ください。

申請地は、浅内地区の国道7号線の西方向にある黒岡集会所より南西約440mに位置する場所となっております。

申請地の周囲は、北側・西側・東側は山林となっており、南側は一部が山林、一部が土地境界に木が生育している農地となっており、周囲を木に囲まれた生産性の低い小集団の農地であることから、第2種農地と判断している。

事業内容は、18ページをご覧ください。

申請人は、親会社の事業意向を受け、開発、工事、施行、保守管理を行なう法人であります。この事業は、申請地の西側に隣接する面積10,625㎡の山林も含め一体として利用し、敷地を34分割して利用します。1区画にコンピュータ室と太陽光発電所を設置し販売しようとするものです。

コンピュータは仮想通貨の取引の際に使用されるシステムとなります。コンピュータ室はエアコンやサーバーを動かすために膨大な電力を消費すること

から電力会社からの買電を基本としていますが、併設する太陽光発電による電力でその一部を補うことで、電力料金の軽減をはかる計画となっています。

事業費は、全額借入金となっており、親会社の融資証明書が添付されています。

申請地は平坦地なため、切土、盛土は無い事から、隣接地への土砂崩れは無く、排水も出ない計画になっております。

また、一般人が施設内に立ち入らないようフェンスを設置する計画となっております。

以上ですので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議 長

本案は現地調査を行っておりますので、その報告をお願いします。

熊谷治委員

議案第13号「農地法第5条の規定による許可の申請（知事許可）について」の現地調査の結果をご報告いたします。

4月5日（金）に、現地調査班：第3班、4番：茂呂誠委員、9番：大高富子委員、事務局2人と私の5人で現地調査を行いました。

整理番号1については、現況は畑となっております。周囲は木に囲まれている状況で、境界等はしっかりしており、周囲に被害を及ぼすことのないことを確認してきました。

以上、ご報告いたします。

議 長

事務局の説明と現地調査の報告が終わりましたが、何かご質問等はありませんか。

（なしの声）

議 長

なしの声がありますので、本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

議 長

本案は原案のとおり承認することに決しました。

議 長

**次に議案第14号 農用地利用集積計画**についてを議題とします。なお関連がありますので、報告事項3と併せ事務局の説明をお願いします。

事 務 局

**議案第14号 農用地利用集積計画**の提出がありましたのでご提案いたします。

**所有権移転** 3件、譲渡人3人、譲受人3人、申出土地の面積は田が13,210㎡、畑が942㎡、計14,152㎡。

**利用権設定** 107件、賃貸人103人、賃借人53人、申出土地の面積は田が779,657.29㎡、畑が17,487㎡ 計797,144.29㎡となっております。

20ページをご覧ください。

**所有権移転 整理番号1** 申出土地は荷八田字柳沢26-1、地目は田で、面積852㎡ほか計2筆 1, 813㎡、価格は[REDACTED]で、移転事由は小作地の取得です。

**整理番号2** 申出土地は浅内字中屋布下111、地目は田で、面積1,131㎡ほか計5筆11,397㎡、価格は[REDACTED]で、移転事由は経営拡張です。

なお、この案件は合意解約の通知がございます。

62ページをお願いします。

**合意解約 賃借権等 整理番号5** 解約した土地は浅内字中屋布下111、地目は田で、面積1,131㎡ほか計5筆11,397㎡、離作条件はなし、解約事由は第三者への売買のためで、合意解約成立月日、土地の引渡月日ともに3月28日です。

20ページにお戻りください。

**整理番号3** 申出土地は常盤字下悪戸24、地目は畑で、面積942㎡、価格は[REDACTED]で、移転事由は経営拡張です。

**利用権設定 整理番号4** 申出土地は九郎左エ門台36-1、地目は田で、面積782㎡ほか計4筆 2, 177㎡、10a当たりの賃借料は九郎左エ門台14が[REDACTED]、ほかは[REDACTED]です。

**整理番号5** 申出土地は九郎左エ門台79、地目は田で、面積892㎡ほか計2筆 2, 055㎡、10a当たりの賃借料は九郎左エ門台113が[REDACTED]、ほかは[REDACTED]です。

**整理番号6** 申出土地は朴瀬字藤切台149-2、地目は田で、面積3,001㎡ほか計2筆17,328㎡、10a当たりの賃借料は[REDACTED]です。

**整理番号7** 申出土地は荷八田字合ノ野47、地目は田で、面積1,792㎡ほか計2筆3,633㎡、10a当たりの賃借料は[REDACTED]です。

熊谷治委員

今回の利用集積は、件数も多く事前に議案配布していることから説明を省略したらいかがでしょうか。

議 長

熊谷治委員より説明省略の声がありましたが、説明を省略してご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議が無いようですので、説明を省略させていただきます。

事 務 局

以上、いずれの案件も農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えておりますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長

質疑に入りますが、議事参加がありますので、整理番号54, 55番を先議します。

議 長

7番 佐々木力委員は、暫時ご退席願います。

(佐々木委員 退席)

議 長 整理番号54, 55番について、何かご質問等はありませんか。

(なしの声)

議 長 なしの声がありますので、本案件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 本案件は原案のとおり承認することに決しました。

(佐々木委員 着席)

議 長 佐々木力委員にご報告します。本案件は原案のとおり承認されましたのでお知らせします。

議 長 続いて整理番号85, 86番を先議します。

議 長 2番 安井鐘美委員は、暫時ご退席願います。

(安井委員 退席)

議 長 整理番号85, 86番について、何かご質問等はありませんか。

(なしの声)

議 長 なしの声がありますので、本案件は原案のとおり承認してご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 本案件は原案のとおり承認することに決しました。

(安井委員 着席)

議 長 安井鐘美委員にご報告します。本案件は原案のとおり承認されましたのでお知らせします。

議 長 続いて整理番号90から95番を先議します。

議 長 16番 堀内直富久委員は暫時ご退席願います。

(堀内委員 退席)

議 長 整理番号90から95番について、何かご質問等はありませんか。

(なしの声)

議 長 なしの声がありますので、本案件は原案のとおり承認してご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 本案件は原案のとおり承認することに決しました。

(堀内委員 着席)

議 長 堀内直富久委員にご報告します。本案件は原案のとおり承認されましたのでお知らせします。

議 長 これ以外の案件について、何かご質問等はありませんか。

(なしの声)

議 長 なしの声がありますので、本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 本案は原案のとおり承認することに決しました。

議 長 次に、**議案第15号 農地法第5条の規定による許可の取消し**についてを議題とします。事務局の説明を願います。

事 務 局 **議案第15号 農地法第5条の規定による許可の取消願いの提出**がありましたので、意見を付すためご提案いたします。

47ページをご覧ください。

所有権移転取消、件数1件、譲渡人1人、譲受人1人、現況地目は畑のみで200㎡です。

この案件は、一般住宅を建設したいとの申請があり、平成30年8月開催の総会で許可相当と判断され、平成30年8月22日付けで許可されたものであります。

48ページをご覧ください。

整理番号1、申請土地は、能代町字赤沼21-20、現況地目は畑、面積は200㎡で、申請事由は、農地転用許可後に土地売買について折り合いがつかなくなり、所有権移転が出来ず、工事等に着手できなくなったため、とのことであります。

なお、この土地について土地登記簿を調べたところ、所有権は移転していないことを確認しております。

この案件の許可申請時には、申請地に隣接する自己所有の畑を申請地に行くための道路に転用したいとして農地法第4条第1項の許可申請があり、許可されております。この自己転用は本案件計画と関連のあるものであることから、この許可についても取消願いを提出するよう指導しているところです。

49ページをご覧ください。

転用許可取消申請のあった場所は、能代町字赤沼の悪土川にかかる又右エ門橋から南西方向約270mの所に位置しております。

説明は以上ですので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長 本案は現地調査を行っておりますので、その報告をお願いします。

熊谷 治委員 議案第15号「農地法第5条の規定による許可の取消しについて」の現地調査の結果をご報告いたします。

4月5日（金）に、現地調査班：第3班、4番：茂呂誠委員、9番：大高富子委員、事務局2人と私の5人で現地調査を行いました。

整理番号1については、工事着手は無く、現況は畑となっております。

以上、ご報告いたします。

議長 事務局の説明と現地調査の報告が終わりましたが、何かご質問等はありませんか。

（なしの声）

議長 なしの声がありますので、本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

議長 本案は原案のとおり承認することに決しました。

議長 次に、**協議事項1 平成31年度県選出国會議員要請集会における要請事項**についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 **協議事項1 平成31年度県選出国會議員要請集会における要請事項**についてご説明いたします。

別紙資料、県選出国會議員要請集会要請事項検討資料の1ページをご覧ください。要請までの日程ではありますが、本日の総会で承認されますと、4月26日の期限までに、県農業会議に提出し、5月24日の県農業会議理事会で決定されることとなります。県選出国會議員への要請日は5月27日となっております。

今回の能代市農業委員会からの要請事項は3件を予定しております。事前に皆様へ事務局案に対するご意見を伺いまして、1名の委員から「ため池の改修

に関する」ご意見がありましたので、その分を「農業農村整備対策の促進について」の要請に付け加えております。

事務局案につきましては、2ページをお願いいたします。

1つ目は、「農業農村整備対策の促進について」であります。要旨については、担い手への農地の利用集積や生産性の向上、コスト低減等を推進するには、地域の実情に応じた大区画ほ場整備や汎用化等の取組が最重要課題であるとともに、最近の異常気象による災害の未然防止に向け施設等の早急な整備が不可欠である。

このため、ほ場整備の一層の加速化や老朽化した農業用施設・水利施設・ため池の改修・更新等に必要な予算を十分に確保するとともに、受益農家の経費負担についても極力軽減化することを求める要請であります。

次の3ページをご覧ください。2つ目は、「新規就農の定着・人材育成の強化について」であります。新規就農者は、初期投資に多額の資金が必要となることから、引き続き、施設や機械の購入等を支援する「青年等就農資金」や就農前研修や就農直後の経営確立を支援する「農業次世代人材投資事業」、農業法人等への雇用就農の促進を支援する「農の雇用事業」といった新規就農の定着・人材育成を支援する事業の十分かつ継続的な予算確保に努めることを求める要請であります。

次の4ページをご覧ください。3つ目は、「農地中間管理事業の見直しと担い手への支援策について」であります。 (1) 本事業を円滑に推進し、着実に成果を上げるため、機構集積協力金の予算を十分に確保するとともに、事業の推進に必要な経費についても、地方に新たな負担が生じることのないよう配慮すること。(2) 中山間地域等において、借受希望者の少ない条件不利農地を集積する担い手に対し、新たな支援制度を創設することを求める要請であります。

説明は以上であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりましたが、何かご質問等ありませんか。

(なしの声)

議長 なしの声がありますので、本案を原案のとおり県農業会議へ報告することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議ないようですので、本案は原案のとおり承認することに決しました。

議長 次に報告事項1 農地法第4条第1項第2号の規程による届出の変更についてを議題とします。事務局の説明を願います。

(事務局説明)

議 長 報告事項でありますのでご了承願います。

議 長 次に報告事項2 農地法第4条第1項第8号の規程による届出についてを議題とします。事務局の説明を願います。

(事務局説明)

議 長 報告事項でありますのでご了承願います。

議 長 次に報告事項3 農地法第18条第6項の規程による通知についてを議題とします。事務局の説明を願います。

(事務局説明)

議 長 報告事項でありますのでご了承願います。

議 長 次に報告事項4 農地中間管理事業の推進に関する法律第21条第2項の規程に基づく貸借解除についてを議題とします。事務局の説明を願います。

(事務局説明)

議 長 報告事項でありますのでご了承願います。

議 長 次に報告事項5 農用地利用配分計画についてを議題とします。事務局の説明を願います。

(事務局説明)

議 長 報告事項でありますのでご了承願います。

議 長 続いて、その他に入ります。事務局から説明願います。

(事務局説明)

- ・今後の行事予定について
- ・農業委員活動記録表及び農地利用最適化業務活動日誌について
- ・歓送迎会について

議 長 委員のみなさん方から何かありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので以上を持ちまして総会を閉じたいと思います。

終了 午後3時30分

議 長

議事録署名委員

1 番

2 番